

平成28年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成29年3月24日（金）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 第1号会議室

## 1. 開 会

○事務局（山本区政課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、これから、平成28年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民文化局区政課長の山本でございます。

## 2. 開会挨拶

○事務局（山本区政課長） それでは、開会に当たりまして、札幌市市民文化局長の池田から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○池田市民文化局長 札幌市市民文化局長の池田でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、また足元の悪い中、この審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様方には、日ごろから、安全・安心なまちづくりに大変貴重なご意見、ご指導をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

札幌市内の犯罪情勢を申し上げますと、一般刑法犯の認知件数は年々減少している一方で、主に高齢者を対象としました特殊詐欺事件などを初めとした犯罪弱者への被害というのがいまだ後を絶たない状況でございます。

札幌市では、平成27年3月に策定をしました犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の第2次計画に基づきまして、新たな施策としても立ち上げております子ども110番の家の支援事業を初めとしまして、防犯、更生保護の活動にご尽力されている方々を表彰する制度を新たに創設するなど、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

そして、平成20年の1月に策定して9年が経過しました防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの見直しや、防犯カメラの設置支援のあり方について今検討を行っているところでございます。後ほど説明をさせていただきますけれども、委員の皆様には今後の札幌市の安全・安心なまちづくりにつきまして、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

本日が委員の皆様の2年にわたる任期の最後の審議会となる予定でございます。この2年間、本当にお忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして貴重なご意見を頂戴しましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

とりわけ、この審議会の運営、進行にご尽力いただきました吉田会長と佐藤副会長に心から感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局（山本区政課長） ここで、池田は、他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

### ◎事務局連絡事項

○事務局（山本区政課長） 地域振興部長の榎は本日出席予定でしたが、急に議会からの出席要請がありまして欠席ということでございます。ご了承願います。

お手元の資料の確認であります。

本日の資料は、上から順に、次第、資料1の札幌市内の犯罪情勢、それから、資料2（1）として、平成28年度における防犯の取組及び（2）札幌市における犯罪被害者支援の取組、資料3として、平成28年度防犯カメラの設置運用状況に関する調査の調査結果報告書、資料4として、平成28年度第4回市民意識調査の結果について、資料5として、女性の防犯検討会議（仮称）設置計画案について、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインとなっております。

おそろいでしょうか。

この審議につきましては、前回と同じく公開となっております。議事録の作成や広報等に利用しますので、会議内容の録音と会場の撮影をいたします。ご発言される場合は、必ずお手元のハンドマイクをお使いくださいますようお願いいたします。

なお、本日は、仲真紀子委員、田畑美治委員が所用により欠席となっております。

本日ご出席の委員は12名中10名ですので、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしており、この会議は成立いたします。

それでは、審議会規則に従いまして、以後の進行を吉田会長にお願いしたいと存じます。吉田会長、よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○吉田会長 それでは、審議に入ります。

最初は、次第2の札幌市内の犯罪情勢について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 区政課地域防犯担当主査の出村です。

私から、資料1に基づきまして、札幌市内の犯罪情勢について説明させていただきます。

まず、1番目の市内の刑法犯認知件数の推移からですけれども、全国的に刑法犯の認知件数は平成14年以降減少しております。それは、北海道内も同じく、札幌市の刑法犯認知件数についても同様でございます。

札幌市は、平成13年がピークでございまして、認知件数は4万1,290件でありました。そこから毎年のように減少し、昨年、平成28年は1万5,422件で、平成13年と比較して約62.6%減少しております。本年、平成29年についても同じように今のところ減少傾向で推移しております。

2番目の罪種別認知状況でございます。

平成27年との比較でございますけれども、凶悪犯と粗暴犯が増加しておりますが、ほかの罪種については減少しております。

3番目の振り込め詐欺の認知状況です。

振り込め詐欺ですけれども、手口としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺ということで、特殊詐欺というふうにするのとあと三つ入るのですけれども、振り込め詐欺と、この四つの手口で比較しております。

昨年から見ますと、件数については34件で約3割減っており、被害額も50%減の約1億9,600万円となっております。平成28年は、全道で言いますと被害額が約4億ちょっとありましたので札幌がそのうちの半分を占めるということで、この辺の高齢者が被害に遭う振り込め詐欺については重点的な対策を地域防犯でもやっております。被害者の6割が65歳以上の高齢者ということで、札幌市で行っております出前講座についてもこちらのテーマの要望が多くなっております。

最後に、子どもに対する声かけ事案でございます。

平成26年から平成28年の3年の比較をしておりますけれども、子どもに対する声かけの件数については増加傾向でございます。

下に、時間帯別の発生状況、さらには区別の発生状況をグラフにしておりますが、声かけ事案の発生時間帯は、子どもの下校時間や放課後の時間帯の午後2時から午後5時の間に約8割ぐらいが集中しているというデータになっております。区では、北区、白石区が多く、あとは同じような推移になっております。清田と北区では6倍ぐらいの差があるのですがけれども、声かけ事案だけは、不審者の行動範囲や子どもの身の守り方、被害に遭った報告を加味しておりますので、必ずしも清田で10件しかないから清田区は安全だと言えるものではなくて、札幌市内のどこでもこのような発生があるということで、こちらに関しましても子どものテーマで出前講座に行きますけれども、こういったことを中心に子どもたちにお話をさせていただいております。

また、時間帯別の状況を見ても、午後2時から午後5時ということですので、こちらについても地域で見守りを行っておりますスクールガードの皆さんや町内会の関係の皆さん方にも出前講座で行ったときは、この時間帯に活動を重点的にしてくださいというお願いをさせていただいております。

簡単ではありますが、札幌市内の犯罪情勢についての説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対するご質問はございますか。

私から1点だけ、区別発生状況というところですが。

先ほどのお話にあったのですけれども、数字で対象になる子どもの人数、区ごとの全体数は把握されておりますか。もしあれば、何かの機会に教えていただければと思います。

○事務局（出村地域防犯担当主査） わかりました。

子どもは13歳未満としておりますので、小学生の関係で学校の数値がありますので、後日、お知らせいたします。

○吉田会長 ほかにご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、次に移りたいと思います。

次は、次第3の札幌市の取り組みについて、これは(1)と(2)がございしますが、事務局からよろしくお願いします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 区政課地域防犯担当係長をしております後藤と申します。よろしくお願いたします。

私から、平成28年度における防犯の取り組みについて、資料の2(1)に基づいてご説明したいと思います。

こちらは、犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づきまして、そこで掲げております基本方針に沿って並べております。

まず、基本方針1としまして、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるということで掲げております。

具体的な取り組みとしましては、主に3点を挙げており、一つ目が出前講座(防犯講話)です。こちらは、基本計画では年間回数60回を目標としておりますところ、今年度の平成28年度につきましては、73回で、受講者は3,426人に聞いていただいております。

写真を掲載しておりますが、左手には、振り込め詐欺の被害を防ぐためにというもの、右手には、子どものための防犯教室ということで、小学校で実施した様子が載っています。

続きまして、広報についてです。

一つとしては、本市で行っております広報番組の放送ということで平成28年4月30日放送の「さっぽろ散歩」というSTVラジオで放送されているものになりますが、こちらで、地域安全サポーターズや子ども110番の家支援事業の紹介をさせていただき、PRを行っているところでございます。

(3)の啓発としましては、一つが女性の犯罪被害防止ということで、帰宅時間に合わせ地下鉄駅出入り口付近で夜間の外出時に気をつけていただくように注意喚起をするとともに、啓発グッズを配布したところでございます。こちらは、各区役所と道庁道民生活課、道警察本部、各警察署及び防犯団体の皆さんと合同で実施したところでございます。

1枚めくっていただきますと、その様子の写真が載っております。左手は白石区、右手は豊平区の様子です。

そのほかの啓発としましては、歓楽街薄野地区における街頭啓発ということで、薄野で開催されるイベント会場にて、札幌市民や訪れた観光客に対し、客引きなどの被害に遭わないような注意喚起とか飲酒運転の防止並びに女性の犯罪被害防止という啓発を実施したところでございます。

4番目のみんなの安全・安心ハンドブックを新入学の小学1年生へ配布ということで、こちらでも毎年入学される1年生のお子様に対し、イカのおすしの標語や子ども110番の

家・店の紹介などの具体的な事例をわかりやすくまとめたハンドブックを配布しております。

以上が基本方針1です。

次に、基本方針2ですが、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくるとなっております。

主な取り組みとして3点載せておりまして、一つ目は、事業者の防犯活動促進、地域安全サポーターズと呼ばれるものでございます。

こちらは、目標登録数を平成30年度までに700事業者に登録していただくということで掲げておりますところ、平成28年度につきましては、1,569の事業者に既に登録をいただいている状況でございます。

次のページになりますが、(2)犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会ということで、来週の3月29日に開催を予定しております。

こちらでは、札幌市内の犯罪情勢並びに札幌市の取り組み及び地域の防犯活動団体の活動発表を行っていただく予定をしております。

続きまして、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の創設を行っておりまして、まず、10月に保護司の方を対象とした表彰ということで北海道・道央ブロック更生保護研究大会にて贈呈をさせていただきました。

もう一つは、地域で防犯活動を行っていらっしゃる団体、個人を表彰するという事で、3月15日に、個人、団体、事業者それぞれ表彰させていただいております。

この内訳につきましては、2枚めくっていただきまして、右上に別添と書いてある資料になります。こちらに、被表彰者名簿ということで、こちらから表彰をお渡しさせていただいた方の一覧を載せておりますのでごらんいただければと思います。

最後に、基本方針3ですが、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるでございます。

こちらは、大きく二つに分かれておりまして、一つは札幌市子ども110番の家支援事業です。こちらは平成28年度の登録件数が現在6,958件の方にご登録をいただいております平成30年度の目標として2万件と掲げております。

これに関連した各講習会等の開催ということで、各区役所で自主的に開催を行っていただいているというところですが、その例の一つとして、中央区では子どもを見守るネットワーク会議といたしまして、あんぜんパワーアップセミナーというものを行っております。

次をめくっていただきますと、豊平区の例が載っておりまして、こちらでは豊平区ネットワーク会議第1回防犯部会・防犯研修会及び豊平区防犯研修会ということで実施していただいたものでございます。

続きまして、(2)番がススキノ歓楽街対策といたしまして、こちらではクリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトというものを行っておりまして、平成27年度の活動

報告及び活動予定を初め薄野地区の歓楽街対策、治安状況などを話し合ったり、歳末特別警戒といったしまして、薄野交番勤務員への激励及び薄野歓楽街の防犯啓発パレードというものを12月15日に実施したというものでございます。

最後のページになりますが、成果指標といたしまして、犯罪防止に関する意識についてということで意識調査を行っておりますが、まず一つ目として犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合が平成30年度に75%を目標としておりますところ、平成28年度は80.5%の方が意識をもっているということがわかりました。

もう一つは、地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合として、こちらは平成30年度に25%を目標と掲げておりますところ、平成28年度におきましては22.2%の方に参加をいただいているという状況となっていることがわかっております。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） 続きまして、（2）についてご説明をさせていただきます。

私は、犯罪被害者支援を担当しております男女共同参画課調整担当係長のヴィーライアンでございます。

私からは、平成28年度の札幌市における犯罪被害者支援の取り組み状況についてご報告をさせていただきます。

それでは、資料の2（2）をごらんください。

まず、1番目、男女共同参画室では、平成22年度より犯罪被害者支援の総合窓口を開設し、被害に遭われた方たちへ、それぞれの事情に合った相談窓口や関係機関の支援について情報提供を行っております。

続いて、2番目、平成24年から北海道と共同で設置している性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACH（さくらこ）についてでございます。

資料の裏面をごらんください。

SACRACH（さくらこ）は、性暴力、性犯罪被害の相談と必要な支援をできる限り1カ所で提供し、被害者の心身の負担を軽減できるようにと開設され、医療機関などと連携した総合的な支援を行っております。

相談件数につきましては、平成26年、平成27年度と横ばいでありましたが、今年度は若干減少することが見込まれます。

資料の中ごろにございます3の（2）の年代の表をごらんください。

下段の被害時年代は、10代、20代、30代の被害が多いのですが、上段の相談者の年代は、20代、30代、40代が多くなっております。

また、その下の表（3）にありますように、加害者との関係では、多くが知人や友人、家族など顔見知りからの被害であることもあり、子どものころや若いころに受けた被害を、これまで、どこにも、誰にも相談できなかったという状況、知り合いである加害者とのその後の関係に配慮し、性被害は相談しにくく、被害が潜在化しやすいという傾向が見られ

ます。

そこで、SACRACH（さくらこ）を知っていただき、早期の相談につなげるための広報活動が重要となります。

資料右上にピンクの絵がございいますが、こちらのステッカーは、市役所、区役所、関係施設などの女性トイレの個室に張られております。添付後4年余りが経過したことにより、ステッカーが剥がれている箇所もあるため、現在、新しいステッカーを作成中でございます。来年度早々には新しいステッカーへの張りかえができるものと考えております。

また、今年度は、SACRACH（さくらこ）の帯広告を地下鉄車内に掲示するなどの周知も行いました。

次に、資料の表面に戻っていただき、6番目でございます犯罪被害者等支援研修ですが、こちらについては、犯罪被害者の理解と安全で安心なまちづくりへの取り組みを知ることが目的として、市職員を対象とした研修を本年2月に実施いたしました。講師には、交通事故で奥様を亡くされた犯罪被害者遺族の方と、北海道警察本部犯罪被害者支援室主幹の臨床心理士の方をお招きして、被害に遭われた方の実情や支援する者に求められることについてお話をいただきました。

市役所は、市民にとって最も身近な行政の窓口であり、犯罪被害者等支援への配慮の視点を持って業務の取り組むという意識の醸成の場になったと考えております。

最後になりますが、例年11月25日から12月1日は、犯罪被害者週間とされており、それにあわせて、関係機関がJR札幌駅での街頭啓発を実施いたしました。

私からの報告は以上になります。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、まず（1）について、何かご質問、ご意見はございますか。

○木村委員 資料2（1）の（3）啓発のところ、女性の犯罪被害防止で白石区と豊平区で啓発したということですが、特に夜間の外出時に気をつけるよう注意喚起と書いてあるのですけれども、ここにフォーカスする根拠は何ですか。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 地下鉄を選んだというのが、ここ最近ですけれども、夕方の帰宅時に地下鉄の出入り口から帰っていかれる女性の強制わいせつ事件が多発していた時期がありました。よくよく話を聞いて共通するのは、地下鉄の利用だったのです。さらにその方たちを見ていくと、例えば歩きながらスマホをしたり、イヤホンをしたりという状況が出てきたものですから、この時間帯にとりあえず設定して、さらには地下鉄の利用者らスポットを当てて啓発させていただいたのが根拠といいますか、そういう形で実施させていただきました。

○木村委員 その件数はすごく多いのですか。

先ほどのSACRACHの活動の情報から見ても、圧倒的に知っている人が加害者であるということが背景にある中で、注意喚起はいいと思うのですけれども、夜道のひとり歩きはやめましょうとか、そのメッセージが被害者を追い込んでいく場合もあるのでそこら



辺を配慮していただきたいなというふうに聞いていて思ったのです。

○吉田会長 ほかにご質問などはございませんか。

○奥谷委員 資料2の全般です。

昨今、男性の性犯罪の被害がふえておりますが、そういった数字はどのように統計をとっていらっしゃるのか、それとも余り数として出てこないのか、それとも全く別のそういったことを受けとめる団体があるのでしょうか。

○事務局（芝井男女共同参画室長） 男女共同参画室長をしております芝井と申します。

SACRACHでは、男性の相談は実績がない状況です。ここは女性しか受け付けておりませんので、男性のそういう被害に遭われた方は、今の段階では警察に行くしかないのではないかと思います。

○吉田会長 ほかにありますか。

○山崎委員 資料2（1）の出前講座（防犯講話）です。60回が目標のところを73回も開催していて、すごいと思うのですが、受講者の大人と子どもの割合と、子どもに対する防犯教室は何を重点にお話しされているのかを伺わせていただけたらと思います。

○事務局（出村地域防犯担当主査） まず、人数の関係で言うと大体大人と子ども半々ぐらいになっております。子どもに関しては児童館ですとか小学校という形で出前講座に行っておりまして、まずは不審者から身を守るためのというのが大きなテーマになっています。ただ、子どもに対しては全て不審者ではないよと、社会的に大半の人はいい人で中には悪い人はいるよ、そのときに自分がどうしたらいいのか、また環境によってそういったことが起こりやすいですよということを重点的に教えています。

その辺が大半になっているので、不審者がいたときの身の守り方というのは、遭ってからでは遅いのですけれども、万が一ということを加味して、イカのおすし、知らない人についていけないとか、車に乗らないということです。また、避難場所として子ども110番の家ですとか、110番の店とか、もう一つは防犯ブザーの使い方ということで正しい防犯ブザーの使い方というのを子どもたちに対して教えています。

○山崎委員 CAPがやられているような、何かあったときにどうやったら自分の意思表示をするのかとか、そういう子ども自身が自分の身を守るようなワークショップだとか研修を入れて、不審者だけではないのでSACRACHの統計からもわかるように非常に親密な関係の人からの性被害も多いので、そういったものも子どものための講座に入れていただければというふうに思いました。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 今後、検討させていただきたいと思います。

○吉田会長 1、2を通してほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 なければ、次に進みたいと思います。

次は、次第4です。

（1）防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインと、（2）設置助成制度の検討

の二つをお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 引き続き、区政課地域防犯担当係長の後藤からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元にあります資料3と書かれました平成28年度防犯カメラの設置運用状況に関する調査の調査報告書と書かれた厚めの資料と、右手にある青色のパンフレットで防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというものをお配りしております。こちらの二つを見ていただきながらお話をしていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、ガイドラインの見直しの検討ということですが、この見直しは大きく二つの点があると考えております。

一つは、このガイドラインの中身の見直しでございます。具体的には、パンフレットの一番最後のページに条項が書いているのですが、この中身の入れかえ、追記が一つです。もう一つは、このガイドラインそのものの位置づけでございます。極端な例を申し上げますと、段階を引き上げて罰則をつけた条例化をすとか、位置づけに関する見直しの検討というものがあるかと思っております。

まずは、このガイドラインのパンフレットをもとにご説明をしていきたいと思っております。

このガイドラインの関係ですが、札幌市では、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進するため、事業者などの設置主体に配慮をお願いしたい事柄をまとめたガイドラインを策定しております。

具体的な中身としましては、このパンフレットを開いていただいた中に詳しい事項が書いておまして、全部で7番まで番号が振られたものがございます。主なものとしましては、設置目的の明確化と撮影範囲の限定、二つ目が管理責任者や操作責任者の指定、三つ目が表示の設置、四つ目に画像の適正管理、五つ目に画像の適正利用、六つ目に苦情等への適切な処理、最後にこれらを記した設置基準の作成という合計七つの項目で構成されております。

このガイドラインは、平成20年に策定しております、ことしが平成29年ですので、もう間もなく10年を迎える状況でございます。改めて、そのあり方や内容の見直しの必要性などに関して検討するため、現在、設置運用を行っている事業者に対し、その実態を把握するための調査を実施いたしました。

なお、同様の調査は、ガイドラインのパンフレットの右手に、設置運用状況調査結果ということで、当時、策定時にも一度調査をしております、これが平成19年に行ったものなわけですが、この調査からちょうど10年が経過したというところでございます。

この10年前の調査概要は、先ほどの右側にご覧いただき、こちらをもとに比較しながら見ていくというものでございます。

それでは、防犯カメラの設置運用状況に関する調査の調査結果報告書ということで、資料3をごらんさせていただきたいと思っております。

ページ数が多岐にわたっておりますので、幾つかポイントを絞ってご紹介をしたいと思います。

まず、調査概要として3ページ目をごらんいただきたいと思います。

市内事業者のうち、防犯カメラを設置しているまたは設置していることが見込まれる店舗もしくは団体などから無作為に抽出した1,600の市内事業者を対象にアンケート表を送付し、そのうち590件からご回答をいただいております。こちらの調査は、先ほど平成19年度に行ったと申し上げたのですけれども、このときにも1,600の事業所に対して送付をしており、このときは544件の回答をいただいております。これにつきましては、先ほどごらんいただいたパンフレットにも載っておりますので、参考にごらんいただければと思います。ですので、ほぼ同様の回収率となっております。

次に、6ページ目をごらんいただきたいと思いますのですけれども、抽出した事業者の業態について紹介しております。

こちらにつきましても、10年前に実施した調査とほぼ同様に割合で業態が分布しておりますので、基本的に比較についてはほぼ支障なくできるものというふうに思っております。

次に、設置状況についての調査ということで7ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、設置していると答えた事業所が全体の72%となっており、10年前の調査と比較すると4.7ポイント増加していることがわかりました。

また、設置台数に関する調査ということで、9ページ目をごらんいただきたいと思いますのですが、こちらでは1から9台と答えた事業者が56%と12.3ポイント減だったのに対し、10台から約40台未満、50台以上設置していると答えられた事業所がそれぞれ増加しているという傾向から、1事業者当たりの設置数は増加していることがわかりますので、先ほどの設置事業者数の増加と合わせると、市内の防犯カメラの設置数は増加しているのではないと考えられます。

続きまして、少し戻りますが、17ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらは、映像データの外部への提供実績ということで、外部に提供または貸し出したことがありますかという質問でございますが、提供したことがあると答えられた事業者が71%ということで、10年前の調査と比べると11ポイント増加していることがわかりました。

その提供先ですが、1枚めくっていただきまして19ページ目になりますけれども、基本的には捜査機関からの依頼がほぼ全体を占めていることがわかるというものでございます。

続きまして、26ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらでは、ガイドラインに掲げる設置基準の策定状況について尋ねる質問でございますが、こちらは設置基準を定めていると答えられた事業所が42.8%ということで、1

0年前の調査と比べると3.1ポイント減少している結果が出たところでございます。

この要因はさまざまなものがあると思うのですが、その一つとして考えられることとしては、31ページ目をごらんいただきたいのですが、ガイドラインの認知状況について伺った質問になります。残念ながら、85.3%の事業者がこのガイドラインをご存じなかったという結果です。

このことから、まずは認知状況の改善が大きな課題の一つとして考えているところでございます。

続きまして、33ページ目をごらんいただきたいのですが、ここではガイドラインを知っていると答えられた事業者に対し、その運用方法や内容について伺っているものとなるのですが、こちらでは、事業者の設置環境に応じて柔軟に適応できる現行のガイドラインのままでいいのではないかと回答が全体の68.1%となっており、大半の事業者が現行のガイドラインに対して肯定的な考えを持っていることがわかっております。

続きまして、35ページ目です。

こちらでは、事業者がアンケート内に実際にお書きいただいた意見、要望を紹介しておりますが、現行のガイドラインについて肯定的ではあるものの、周知が必要ではないかということが一番多いご意見としていただいている状況から、この点について優先して考えていくべきだと考えております。

以上、設置事業者の実態調査結果とそれにもとづくガイドラインのあり方の検討ということですが、これまでの内容から、私どもとしては、今後進めるべき取り組み内容やガイドラインの中身に関することにつきましては、改正の前提として周知が大原則として必要ではないかと考えております。

以上、こちらの認識に関し、取り組み内容やガイドラインの中身等に関して幅広く皆様からの忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤副会長 防犯協会連合会の佐藤でございます。

ガイドラインでお聞きしたかったのは、実際に防犯カメラを取りつけるほうの事業者があります。防犯設備士協会などに加盟しているようなメーカーとか設置業者がいるのですが、こういうところには配布されているのでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） このガイドライン策定当時に配布した先について、過去のことを調べた限りでは、されていなかったのではないかと思います。

実際に配布した対象としては、フランチャイズチェーン協会や、商工会議所のメールマガジンで投稿していただいたり、作成されている会報誌で紹介していただくとか、ポスターを市内各所に配架したという記録がございます。恐らく、設備士協会といった防犯カメラを取り扱っている店舗などについての配布は行っていなかったのではないかと思います。そのあたりは、今後の対象として考えていかなければいけないと思います。

○佐藤副会長 わかりました。

たまたま防犯協会にも防犯カメラをつけたいという相談があって、私どもで特定の業者を紹介するわけにはいかないので、北海道の防犯設備士協会という鍵とか防犯設備を扱っている協会を紹介して、最寄りの会員がいらっしゃるの、そこに聞いてくださいという形でやっています。そういうところに配られると、取りつけないという人にこういうものがあるということが周知されると思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○工藤委員 35ページにガイドラインの設置に否定的な数が4とありまして、なぜかなという常識を疑うような数が出てきているのですが、具体的にどういうことなのですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 具体的にどのような点で否定的かという回答までは把握できなかったです。具体的にどういう中身だったのかというのは、調査会社に委託して行っておりますので、そちらに確認したいと思います。

○工藤委員 ガイドラインの設置に肯定というのは、こちらを拝見すると大体推測がつかますね。これに対して、否定的な数が結構ありますから、これは何なのかと思うのです。あくまでも意識が低いという範囲なのかどうか、お伺いしたかったのです。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 少しお時間いただければと思います。

○吉田会長 ほかにご質問はございますか。

○山崎委員 防犯カメラに関するデータの扱いについて、法令があるのかとか、全然知識がないのでわからないのですけれども、私が気になっているのは、うちはシェルターをやっているものですから、シェルターに入って地方都市から逃げるときに、JRのそばのコンビニに入って、その防犯カメラに写っている映像から、地方都市から札幌方面に逃げたなというのがわかってしまって追跡にあったという経験があります。

データの提供先がほとんど捜査に関するものということですが、映像のデータの提供に関して、裁判所の令状が要るのか、要らないのかということと、人探しの映像記録がまさに私が心配しているところで、その規制があるのかなのかということもお伺いしたいと思います。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 捜査機関の関係ですけれども、令状というよりは、刑事訴訟法の中で任意の形で捜査関係事項照会書というものがあるのですが、それに基づいて、相手方が納得していただければ、そこで閲覧なりデータの貸し出しなりを受けています。根拠もなく店に行ってみせてくださいというのは、店のほうでもガイドラインのようみたいなものを持っていますので、本部に問い合わせてみますとか、その中の一つとして捜査関係事項照会書を出してくださいという担保ですね。こちらが提出したという担保を店側も欲しいので、そういうものを求められる可能性があります。

令状というのは、私も警察からの派遣ですけれども、事件によってはどうなのかわかりません。私は生活安全部門ですので、差し押さえに行ったという経験は、今のところ、相手がよっぽど出さないというふうになれば最後は強制となるのでしょうかけれども、そういうことはなかなかないと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 規制のお話だったと思うのですが、防犯カメラの設置に関して法的なものの整備はないような状況で、基本的には各自治体で条例やガイドラインで使い方、管理、適切な運用をお願いするというのが実態でございます。

○山崎委員 もう一点は、個人からのデータの提出の依頼があったときに、任意で簡単に提出されてしまうと非常に怖いと思ったのですが、その辺のガイドラインというか、規制というのはどんなふうに札幌市で行っているのかということです。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） ガイドラインのパンフレットの裏面に条項がございまして、7番目の画像の適正な利用というところで掲げています。（3）の目的外利用及び外部提供への禁止ということで、基本的には、いわゆる犯罪が起こった場合を除いて利用することは基本的に禁止するというところで掲げております。利用できる条件としましては、先ほどの法令に基づく手続や捜査機関からの照会、個人の生命、身体、財産の安定にかかわるもの、本人の同意があった場合、本人の請求に基づく場合ということで提供可ということで掲げております。

○吉田会長 事務局のご説明では、このガイドラインの周知がまだ徹底してないのではないかと、その方向で進めたいというこのようではございますけれども、その点についてご意見はございますか。

○木村委員 周知が進んでいない中でどうなのかと思ってお尋ねするのですが、ガイドラインを満たしていない札幌市内の事業所に関しては何かあるのかということ伺いたしたいと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） ガイドラインという位置づけですので、こういう利用をお願いしますという位置づけですから、強制するのがなかなか難しいという現状があります。ですから、今後、周知をして認識が広まっていったにもかかわらず、この条項が守られていないという実態が確認できた際には、位置づけという点についても考えていかなければいけないと思っております。

○吉田会長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 それでは、（2）設置助成制度の検討についてお願いします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 引き続き、私、後藤から説明させていただきます。資料4をごらんいただきたいと思います。

資料をごらんいただく前段として、なぜこのようなことを考えているのかというところからご説明をすべきかと思っております。

まず、現在、札幌市におきましては、商店街が設置する場合の補助を行っているのですが、町内会などの地域団体が防犯カメラを設置しようという場合に特化した支援制度がない状態です。

この背景としましては、先ほどごらんいただいたガイドラインの中にもございますとおり、プライバシーへの配慮を求める声が当時は大きかったということもありましたので、

まずはガイドラインの策定が急務ではないかと判断し、補助制度のあり方に関しましては、他市の動向を見ながら慎重に対応を行うとしてきたところでございます。

一方、他市の動向についてでございますけれども、地域の安全・安心を保持するために、防犯カメラを設置して犯罪抑止力を高めるという方法も有効であると考えてられて、そういった補助制度を実施する市が年々ふえている状況でございます。平成29年度現在の状況としましては、全国20の政令指定都市のうち17の都市ということで、具体的には札幌を含めまして千葉市、浜松市を除いた17の政令指定都市で町内会への補助制度が存在している状況があるということです。

このうち、実際に補助制度を行っている京都市では、防犯カメラのモデル事業ということで4地区を指定して、防犯カメラの設置、運用前後の犯罪認知件数を検証した結果、3割の犯罪認知件数が減少したことを確認し、防犯カメラによる一定の効果を得たという報告も出ているようです。

こうした背景を受けまして、市議会からも、このような助成制度の創設を検討してはどうかという提案がありまして、市民意識調査を通して、まずは市民の皆様に対し、札幌市の安全・安心への取り組みに関する質問の1項目として防犯カメラに対する認識を伺うこととした次第でございます。

それでは、先ほどご紹介しました資料4をごらんいただければと思います。

まず、1番目の概要の3番目の設計というところがございまして、この調査は、市内に住む18歳以上の男女から無作為に抽出して5,000人を対象とした調査でございます。

調査票をお送りしました結果、2,461人から回答をいただいたところでございます。

少し飛ばしまして、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

問5番の安全に安心して暮らせるまちを実現するため、あなたが札幌市に取り組んでほしいと思うことは何ですかということで、9項目の中から三つを選んで回答していただくものとなっているのですが、このうち、公共空間などにおける防犯カメラ設置への支援というものが3番目に多いということで、非常に関心が高いということがうかがえます。

続きまして、隣の5ページ目になりますけれども、問7に、あなたは防犯カメラは必要だと思いますかという問いがあるのですが、これに対しまして、「必要」「どちらかという必要」という回答が全体の97.3%を占めております。また、その下の問8で、まち中の防犯カメラの数についてどう思うかと伺ったところ、「増やすべき」「どちらかといえば増やすべき」という答えが全体の66.5%を占めたという内容でございます。

このことから、まち中における防犯カメラにつきましては、比較的望まれている傾向にあるのではないかと考えております。

続きまして、6ページ目をごらんください。

問9としまして、あなたは、防犯カメラの設置に関し、防犯とプライバシー保護のうちどちらを重視するかという問いでございますけれども、こちらに対しましては、「防犯を優先すべき」「防犯を重視」「どちらかといえば防犯を重視すべき」という回答が全体

の63.1%を占めております。

また、その下の問10番目ですけれども、あなたは防犯カメラで撮影されているという不安を感じますかという問いに対しましては、81.3%が「不安を感じない」、もしくは「余り不安は感じない」という回答をいただいております。

そうは言いましても、一方で不安を感じられるという方は一定程度いらっしゃるということで、問10では、13.1%と出ておりますけれども、その不安の内訳について紹介しているのが隣の7ページ目でございます。

防犯カメラに対しての不安な点ということでお聞きしたところ、その大半が記録映像がどう使われるのか、次に誰が見ているのか、そして、いつ、どこで撮影されているかわからないというところから不安を感じているという結果でございます。

以上の内容を踏まえまして、冒頭に申し上げた町内会等に対する防犯カメラ設置助成制度につきましては、町内会長や自治会長の皆様に対しニーズ調査を実施しているところなのですけれども、その具体的な内容といたしましては、補助制度があった場合に利用して設置したいかどうか、設置するとしたら何台設置したいか、逆に設置しないと思うと選択される方につきましては、その理由は何なのかという内容を伺うものでございますが、こちらは、2月下旬から、順次、各区の町内会長、自治会長にお送りをしているところでございます。

3月末を期限にアンケート調査を行っておりまして、ただいま集計と分析を行っている状況です。その結果、各会長の皆様からの高いニーズが確認された場合には、制度のあり方について具体的に検討を進めていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

以上、町内会等による防犯カメラの助成制度の検討ということで、委員の皆様につきましては、制度自体を実施すべきかどうかですとか、実施するとしたらどういった点に意識、配慮をして進めていくべきかとか、幅広くご意見を頂戴できればと考えております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 それでは、ただいまの市民意識調査の結果についてのご質問並びにご意見がございましたら、ご自由に発言をお願いいたします。

○奥谷委員 今、町内会の防犯カメラということだったのですけれども、町内会の場合は、つけてほしいというところは結構多くあると思います。暗いところが多いとか、公園が多いとか、地下鉄の近くとかあると思うのですけれども、その記録したものはどこで管理されるのかということをお伺いします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 防犯カメラの管理運用につきましては、設置主体ということになりますので、町内会が設置して運用するということになると、町内会の役員が記録映像を管理していただくということになっていくものと思います。

○奥谷委員 一般的な考え方として、セキュリティー会社か何かがカメラの管理をするのだらうと思っていて、記録に対してもそこで管理すると思っていたのです。



○事務局（後藤地域防犯担当係長） いろいろな地区で多岐にわたってしまいますと、一つの会社で一括管理というのはなかなか難しいものですから、ほかの指定都市では、既に町内会による設置を行っているところはあるのですけれども、いずれも町内会の組織の中で記録映像を管理してカメラ自体の保守を行うというのが一般的だと思います。

○佐藤副会長 防犯カメラの設置については、いろいろな形があると思うのです。記録媒体を入れておいて、それをモニターできない状態というのもあります。常に上書きされていて、防犯カメラをつけることによる防犯効果と、何かあったときに何日か分のデータが残っているので見るという形で、それをどこかで保存していて常に誰かがモニターできる状態、そういう形であれば非常にお金がかかったりするので設置の仕方はいろいろ形態があるので、その辺が、どういう形をつけるかによって違うと思うのです。

例えば、会社でつける場合は、きちっとデータを保存していて常にカメラに写っているものをモニターできるという状態もできると思います。これは、非常にお金がかかります。それとは別にスタンドアロンで1台つけておいて、そこにSDカードが入っていて、1週間記録できる容量があって、それがずっと上書きされていくような形であれば、必要がなければ誰も見ることができなくて、必要があるとき取り出すことができます。

○奥谷委員 想定しているものは、大体そういう安価なものということであれば……。

○佐藤副会長 それは、業者によってどのぐらいのお金をかけてつけるのか、町内会でもどうやって運用するかという部分で変わってくるのではないかと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 補足させていただくと、モニターをチェックしながら、いわゆる監視をして運用するようなカメラはこの中では想定していません。一般的に街頭につけるカメラは、先ほどご紹介ありましたとおり、例えばメモリーカードに記録されて自動的に更新されるとか、ハードディスクを隣に設置して随時更新するというものを想定しております。

○吉田会長 ほかにご質問はございませんか。

○木村委員 これは、市が助成して町内会にカメラをふやすかどうかということなのですね。この設置にお金も出るということですね。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） そうです。

○木村委員 そうである以上は、さまざまな市民が抱えている心配が最後に載っていましたけれども、そのことがどうなるのか、DVの方が逃げているときにそこに映った場合はどうなるのか、そういうことを解消しなければ、進めるにしてもすごく心配だなと思って聞いていました。

ハードで監視し合う社会で、犯罪も防げるとは思うけれども、同時に、地域のつながりとかきずなを強めて、コミュニケーションで危機管理をしていくということも進めていこうという、その両方が必要だと思うので、その後の扱いまでもガイドラインに書かれて、不正なことをしたらこうなるという罰則までもしっかり書いてほしいと思いました。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 記録映像の管理につきましては、問題点も整理して

検討していく必要があるということはこちらでも課題として考えておりますので、慎重に進めていきたいと思っております。

○工藤委員 最近、テレビのニュースなどを見ますと、こんなところにも防犯カメラがあったのかという映像がどんどん公開されています。そういう意味では、もう本当に悪いことはできない、どこでも見られていると思わなければいけないという意識に立って、一定程度の効果があると思うのです。先ほどもご意見があったように、これから札幌市としてもガイドラインの周知が必要だということですが、そのガイドラインも、改めてもう一度、こういった点も配慮しなくてはいけないのではないかという点を考えて、ある意味では警察との連携も必要かもしれません。

特に、町内会で、お子さんが暗いところでは危ないので、そういったところに防犯カメラがあったら犯罪も起こりづらくなると思うのです。一方ではプライバシーという問題もあるので、ガイドラインを強化していくような方向性や、一方で防犯カメラによってプライバシーが侵害されたりする場合のことも考えて、その場合にはどうしたらいいかという厳しい条件なり、いろいろなことを考えていただければと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○吉田会長 この助成制度については、まだ正式に決まったわけではなくて次年度の審議会に継続というか、審議事項になるのですね。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 今回ご紹介させていただきまして、実施すべきかどうかについてご意見を本日賜りましたので、いただいた意見をもとに引き続き検討させていただいた上で、新年度の審議会の中で改めてお諮りしたいと考えております。

○吉田会長 それでは、この件につきましては、次期の審議会の扱いとさせていただきます。

#### 4. その他

○吉田会長 次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 私から1点ご提案したいことがございますので、ご説明させていただければと思います。

お手元の資料5、女性の防犯検討会議（仮称）設置計画案についてに基づいてご説明をさせていただきます。

1番目の被害状況等ということで、人口が多い上位10市の比較ですけれども、札幌市は、この中では犯罪認知件数は6番目ということで、比較的后方に位置しているところではあるのですけれども、いわゆる風俗犯につきましては、大阪に次いで2番目に多くなっております。

風俗犯というのは、いわゆるわいせつ罪や性道徳に反するような罪といったものが対象となっておりまして実際にはよくお聞きになりますような、例えばひったくりですとか、そういった窃盗犯罪も加えるとさらに多くの犯罪が発生しているという状況でございます。

こういった状況を踏まえまして女性の皆様による女性のための防犯をテーマとして検討会議を行ってはどうかと考えております。

したがって、2番目の設置目的でありますけれども、女性が被害に遭いやすい犯罪の特徴を踏まえ、女性の意見を取り入れた対策を今後講じるための会議でございます。

この位置づけを3番目でご紹介しておりますが、犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画でも掲げており、みんなの暮らしを守るための協力し合うまちをつくるの一環として、女性の犯罪被害防止の取り組みの推進を取り組み項目の一つとして掲げているというところでございます。

4番目の構成の案ですけれども、できましたら審議会の中に、平成28年度は表彰部会ということで設置をお願いしたところですが、部会という形で設置をしていただいて女性の防犯会議ということで検討していただければというふうに考えております。ただ、女性の方によるということで申し上げますので、設置についてももしご承諾をいただければ、こちらの審議会規則の4条に基づきます臨時委員という形で女性を委員として加えて部会ということで検討していただければと考えております。

5番目の取り組み目標としては、一つに情報収集ということで、高校や大学ないしは専門学校に通っていらっしゃる女性の皆様や企業の女性社員などを対象とした意見交換や、アンケートを通して実際に声を聞くような機会、また、こちら基本計画で紹介しているものではございますが、女性のための防犯ガイドブックの作成も検討していければと思っております。

なお、こうした取り組みをほかの市でも既に行われているところがございますが、6番目では福岡市の取り組みの例ということで紹介しているのですが、福岡市では平成23年に女性目線による性犯罪防止検討会というものを開催しまして、地元のNPO団体ですとか、学校の先生や生徒ないし警察の方などで構成し、さまざまな取り組みを実施してきたというものでございます。

以上が女性のための防犯会議の検討に関する私どもからの提案でございます。

予定としましては、次年度の審議会で改めてお諮りすることを考えているのですが、会議のメンバーに関することから、会議自体の設置の必要性の有無など、幅広く委員の皆様からのご意見をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○吉田会長 正式には次期の審議会の審議事項になるということですが、きょうは、その前段階として、こういう部会を設ける必要があるとすればどういうふうに構成するかなど、ご意見ございましたらお聞きしたいということです。

いかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、部会を設置する方向ということで、具体的な案は次期の審議会でお諮りいただくということでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、事務局からございますか。

特になければ、審議会はこれで閉じさせていただきたいと思います。

では、事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

○事務局（山本区政課長） 吉田会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございます。

冒頭に池田からお話がありましたけれども、2年前の6月に委嘱をいたしましたこの審議会委員の皆様の任期は、条例の規定により2年となっております。途中で後任として引き継がれた委員も含めまして、ことしの6月25日をもちまして任期が終了するということになります。任期満了まで、まだ3カ月程度の期間はありますけれども、特別の事情がない限り、今回の会議が最後の審議会になるものと思います。

これまで、子ども110番の家支援事業など札幌市の新たな取り組みを初め、安全・安心なまちづくりについてご議論をいただきましたことに事務局を代表しまして厚く御礼を申し上げます。

皆様方からいただいた貴重なご意見は、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。

最後に、吉田会長から、これまでを振り返って、ご挨拶を頂戴できればと存じます。

○吉田会長 最後に、私からご挨拶を申し上げたいと思います。

私は、会長を仰せつかるということで、こういう会議は初めてなものですから、なれないところもありまして、皆さんにご迷惑をおかけしたところがあるのではないかと感じております。

全体では2年間にわたり4回ほど会議がございまして、1回目のときには皆さんの自己紹介がございました。それぞれのお立場から防犯等についてのさまざまなお話があったわけです。とりわけ印象に残っているのは、地域の連携が必要であるということと、防犯協会の活動とか民間事業者との連携、そのほか高齢者の犯罪被害に関しては消費者センターの活動が重要であるとか、そのほか保護司から被害者の問題も方向性の中に取り入れられてきたというお話もございました。

総じて私の印象としては、この審議会の設置の基礎にもあったと思うのですが、こういう防犯活動等については、警察の活動が極めて重要なわけですが、それと並んで市民自身がみずから手で解決していくという姿勢が非常に大事ではないかということで、一つの例として防犯活動があったのではないかという印象でした。第2回目では、いわゆる犯罪弱者ということで、子ども110番の家支援事業の扱いがなされたわけです。これも大事なことだったと思います。第3回目では、いろいろ審議されましたけれども、まちづくり功労者表彰制度ということで、こういう活動を積極的にされている方には、それなりに報いるという意味では大事なことだと思っております。それから、本日は、いろいろありましたけれども、最後のあたりで犯罪弱者である女性の防犯という点で、女性の目線

から見たあり方も大事であるということでした。

この審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関して調査審議し及び意見を述べること、そのほか安心して安全なまちづくり等推進に関して必要な事項について調査審議し及び意見を述べることと書いてありますが、この線に沿ってほぼ進行できたのではないかと思っております。ただ、いかんせん、審議時間が限られていたものですから、委員の皆さんから十分意見を開陳していただける余裕がなかったという印象を受けております。この点は、私の司会のふなれもあったと思うのですけれども、反省すべき点かなと思っております。

ということで、審議会としては、与えられた任務はそこそこできたのではないかと考えております。

なお、次年度、また新たな審議会が構成されるわけですが、我々としては、その活動を期待するというか、活動を見守っていきたいと思っております。

皆さん、ご協力をどうもありがとうございました。事務局の皆さんも、ありがとうございました。

○事務局（山本区政課長） 吉田会長、ありがとうございました。

## 5. 閉 会

○事務局（山本区政課長） それでは、これをもちまして、平成28年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上